

差押え不動産を公売

市の財政運営の基盤である市税の収納確保と税の公平性を期するため、滞納処分強化策の一環として、市が差押えた不動産について一般公売します。

公売手続き

- 公売日 12月8日(月) ▽入札10時 ▽開札10時30分
 - 公売場所 分庁舎第3会議室
 - 公売方法 入札(期日入札)
 - ※買受希望者が入札に参加し、最高額入札者が買受の権利を得ます。
 - 売却決定日時 12月15日(月)10時
 - 売却決定場所 税務課
 - 代金納付期限 12月15日(月)10時30分
 - ▼税務課(☎64・3214)
- ※買受適格証明書について
11月10日(月)までに、農業委員会事務局へ買受適格証明願を提出し、証明書の交付を受けてください。
- また、農地を取得し、どのように利用する計画であるかを記載した営農計画書を併せて提出してください。
- 証明書の発行にあたっては、11月25日(火)開催の農業委員会定例会(審査会)終了まで交付を受けることが出来ません。
- 証明書の手続き等詳細については、農業委員会事務局(☎64・3185)にお問い合わせください。

入札に参加される方へ

- 入札希望者は、9時50分に会場へお越しください。
- 当日必要なもの 印鑑、公売保証金、買受適格証明書
- 入札者が本人以外の場合は、委任状が必要です。
- 公売による権利移転に伴う費用(登録免許税など)は、買受人の負担になります。
- 地目、地積等は公簿表示によります。
- 境界は、買受人と隣地所有者との協議が必要です。
- 現地確認等は、参加者自身で行ってください。
- 対象物件に関する書類は、税務課徴収係、もしくは新宮総合支所地域振興課の窓口で閲覧してください。

売却区分番号1【土地】

- 所在 たつの市新宮町平野 字丁田1035番地
- 地目 田
- 地積 2,120㎡
- 消費税 非課税
- 見積価格(最低公売価格) 1,545,000円
- 公売保証金 160,000円
- ※買受適格証明書が必要です



東方より撮影▽



△西方より撮影

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 保険料に関するお知らせ

●10月から会社の健康保険等の被扶養者であった方の保険料の納付が始まります。

20年度被扶養者の方の保険料は年額2,196円です。

特別徴収(年金天引き)

は10・12・2月の3回、普通徴収(納付書・口座振替等)は10月・3月の6回で納付していただきます。

●20年度新たな軽減の対象になる方に、保険料額の変更通知を送付しています。

均等割額が7割軽減の方及び賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方には、8月に保険料額の変更通知を送付してまいりますのでご確認ください。

既に変更後の保険料額以上を納められた方は、後日還付案内を送付します。ご了承ください。

★特別徴収の方で、次のどちらかに該当する場合は、市役所への申し出により、口座振替の納付に変更できます。

①過去2年間、国民健康保険の保険料を確実に納付していた方が、本人の口座から

ら納付する場合は

②年金収入180万円未満の方が、住民基本台帳上の世帯主又は戸籍上の配偶者の口座から納付する場合は

※申し出から特別徴収中止までに2〜3カ月かかります。8月15日までに申し出をされた方は、10月から口座振替となります。

納付区分	被保険者 社会保険料控除	世帯主又は配偶者 社会保険料控除
特別徴収 (年金天引き)	○	×
普通徴収 (被保険者名義の口座振替)	○	×
普通徴収 (世帯主又は配偶者名義の口座振替)	×	○

▼国保年金課(☎64・3149) 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(☎078・326・2021)
(保険料額の決定に関すること)

市の財政健全化判断比率等を 公表します

本年度から、地方公共団体の財政の健全性に関する指標について、算定及び公表が義務付けられました。これにより、平成19年度決算に基づき算定した、市の健全化判断比率等を公表します。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の算定及び公表が義務付けられました。

財政の健全性を判断する指標（健全化判断比率）として次の4つが導入されました。

- 実質赤字比率 ●連結実質赤字比率 ●実質公債費比率 ●将来負担比率

このうち1つでも早期健全化基準以上になれば、早期是正団体となり、財政健全化計画の策定など、さまざまな措置が義務付けられ、国からの関与を強く受けることとなります。

また地方公営企業についても、経営健全性の判断指標として資金不足比率が導入され、基準以上になれば経営健全化計画の策定などが義務付けられます。

計画策定義務等を含めた全体の法律の施行は平成21年4月ですが、財政の健全化に関する指標の公表については、平成20年4月から施行され、これにより、平成19年度決算に基づき算定した、たつの市の指標を下表のとおり公表します。

たつの市における指標については、いずれも基準を下回っており、健全性を保った数値となっています。

しかしながら、財政状況が厳しいことには変わりなく、今後とも、更なる行財政改革に努めていきます。

なお、指標等の説明については市ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

▼財政課（☎64・3143）



区 分	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.47%	20.0%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.47%	40.0%
実 質 公 債 費 比 率	15.2%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	168.7%	350.0%	
資金不足比率	下水道事業特別会計	—	20.0% (経営健全化基準)
	農業集落排水事業特別会計	—	
	前処理場事業特別会計	—	
	と畜場事業特別会計	—	
	病院事業会計	6.4%	
	水道事業会計	—	
	国民宿舎事業会計	—	

※実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額が生じていない場合「—」で表示

たつの市農業委員会 委員選挙立候補者説明会

平成20年12月19日任期満了によるたつの市農業委員会委員選挙の立候補者説明会を次のとおり開催します。

▽11月11日(火) 10時～
立候補予定者説明会(分庁舎ホール)

●選挙の主な日程(予定)
▽12月7日(日) 選挙期日などの告示

立候補届出締切
▽12月14日(日) 投票日、選挙会
▽12月15日(月) 当選証書付与

●委員の定数
・第一選挙区(新宮町) 7人
・第二選挙区(龍野町、揖西町、揖保町、誉田町、神岡町) 11人
・第三選挙区(揖保川町) 4人
・第四選挙区(御津町) 3人

▼選挙管理委員会事務局(☎64・3183)

